

学校における感染症対策ガイドライン

～学校の「新しい生活様式」の徹底に向けて～ Ver. 8

令和3年10月14日

新宮町教育委員会

1 感染症対策の基本的な考え方

感染症対策においては、一人ひとりの感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。学校教育活動の推進にあたり、「学校内感染」を防ぐために、教職員、園児・児童生徒、保護者、その他学校関係者などの全員が、この認識を共有し、基本的な感染症対策を徹底していくことが重要である。特に感染リスクが高い「3密」と「大声」に十分注意し、学校では、(1)から(6)の基本的な感染症対策を徹底する必要がある。

- (1) 家庭と連携した健康観察の徹底
- (2) 正しい手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- (3) 感染リスクの高い3つの条件（3密）が同時に重なることの徹底的な回避
- (4) 学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備
- (5) 体調不良者への対応計画、連絡体制の確認
- (6) 感染症を正しく理解するための指導と偏見や差別の防止

今後も、新型コロナウイルスへの長期的な対応が必要と見込まれることから、学校においては、これまでの基本的な感染症対策を継続して行うとともに、「新しい生活様式」を定着させ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続していく。また、感染症対策の徹底について、別紙のチェックリストも活用し、改めて確認するとともに、学校の設置者においても引き続き、各学校等における感染症対策の状況を把握・確認し、必要な措置や支援を行う必要がある。

2 学校運営

【保健管理に関すること】

- (1) 児童生徒一人一人の健康状態を必ず確認し、児童生徒若しくは教職員又はその同居の家族等に発熱等の風邪の症状がある場合は登校・出勤させないこと。また、登校時の健康状況の把握を徹底するとともに、引き続き、登校前に家庭での体温や健康状態の確認をしていただくこと。学校で、児童生徒等の発熱を確認した場合は、保護者に連絡して、医療機関の受診とともに、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

登校後においても児童生徒の体調観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、速やかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。また、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合にも登校・出勤をさせないこと。児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を徹底すること。

- (2) 授業中は、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくこと。また、休み時間ごとに、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気を行うこと。体育館におい

でも同様に換気を行うこと。

- (3) 教室やトイレなど、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。また、確実に実施できるような体制を整えること。
- (4) 物品の共用による接触感染を防ぐため、各教科や学年ごとに、可能な限り用具や物品の共用を避けるための確認を行うとともに、使用後は手洗いの徹底を指導すること。
- (5) 児童生徒等の定期の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により、6月30日までに実施することは困難な状況もうかがえたが、学校医等と連携し、可能な限り速やかに健康診断を実施できるよう努めるとともに、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症は、現時点では飛沫感染または接触感染によって感染するとされており、感染経路を絶つためには、①手洗い ②咳エチケット ③消毒が大切である。そこで、接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導するとともに、接触感染を防ぐ方法として、手洗いを徹底すること。

手洗いの6つのタイミング



【心のケア等に関すること】

- (1) コロナ禍で学校の環境も変化する中、不登校や不登校傾向にある児童生徒に対しては、これまで以上に丁寧な対応が必要であり、校内の不登校対策委員会等を中心に、「マンツーマン方式」の対応の確認を行うとともに、状況を的確に把握するために、事前に必要な対応の共通確認をしておくこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への正しい理解と共に、その対策や治療にあたる多くの医療従事者の方々の存在を知らせるとともに、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されないことについて、発達段階に応じた指導を行うこと。
- (3) 児童生徒の様子を十分に観察し、不安や悩みに寄り添い、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的に取り組むこと。

【学習指導に関すること】

※教育活動における感染防止等に係る留意事項に関しては、令和3年10月12日発県教委通知文による。

- (1) 理科、図画工作、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、音楽科等において、共用する器具や用具、ICT機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いや可能な限り消毒を行う。教材教具の貸し借りはさせないこと。
- (2) 教科共通の対応として、授業前後及び授業中に換気の徹底を図ること。また、児童生徒が密集して活動する長時間の学習活動及び近距離での会話や大声での発生を伴う活動はできる限り避けること。
 - 理科「実験や観察」を実施する場合は、十分な感染防止の措置を講じること。
 - 家庭「調理実習」を実施する場合は、十分な感染防止の措置を講じること。
 - 体育「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は控え、可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
 - 音楽「室内で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」は、十分な間隔を取り、連続して演奏する時間を可能な限り短くすること。常時換気を行うこと。
- (3) 引き続き家庭学習の習慣化を図るために、予習や復習を中心とした課題に取り組むなど、自学を含めた家庭学習に自主的に取り組み、町全体での組織的な取組として充実させること。このことにより、今後の予測困難な緊急時において、家庭での生活を余儀なくされる事態が訪れても、児童生徒がこれまで身に付けてきた家庭学習力を可能な限り生かし、計画的、継続的に課題に取り組むと共に、自己選択・自己決定力を発揮し、学びを連続させることにつながることを期待される。

また、小・中学校においては、1人1台タブレットを段階的に授業で活用し、児童生徒の学びを止めないためのオンライン等による指導・支援体制の構築に万全を期すなど、緊急時に必要とされる対応に備えること。
- (4) 各教科等の指導においては、感染症対策を講じることが重要であり、それでもなお感染の可能性が高い活動については、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや個人や少人数で密集せず距離を保つなどの工夫をすること。また、共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、除菌行為を徹底すること。また、今後、新型コロナウイルスの感染状況が収束するまでには、かなりの期間を要すると思われる。今後も、引き続き感染防止に努める必要から、特に集団感染のリスクを高める恐れのある行事等については、実施について慎重に判断すること。
- (5) 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度の運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定する

ものではない。その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

(令和3年7月9日 事務連絡文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)

【部活動の留意事項】

「令和3年10月1日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」別表1による

◆部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

(1) 感染リスクの高い活動等の制限等

- ・生徒同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動及び大きな発声や激しい呼気を伴う活動等を一時的に制限。
- ・活動時間の密を避ける工夫をし、活動中の大声での会話、応援は行わない。
- ・学校が独自に行う他校との練習試合等の一時的な制限及び他校との交流がある活動実施は慎重に判断。
- ・大会等の参加に当たっては、大会中及び会場への移動や会食、更衣室利用時における時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限の徹底。

(2) 部活動に付随する場面での対策の徹底

- ・部活動前後での集団での飲食は控え、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- ・こまめな休憩とその都度手洗いの徹底。
- ・部室等の利用は短時間とし、3密を避ける。(マスク着用の徹底・会話なし)
- ・平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関との検討、十分な注意による準備。

(3) 学校全体としての取組

- ・活動を認めるに当たって、活動計画書等の提出を求めるなど学校としての感染対策の確認の徹底。
- ・部活動の生徒に感染の疑いがある体調不良者が出た場合は、当該部活動に所属する他の生徒の感染の有無を確認した上で、校長の判断の下に、部として速やかな判断、万全の対策を講じること。また、感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認すること。

【学校外の行動に関すること】

児童生徒等に対して、日中、夜間いずれにおいても、不要不急の外出をしないよう指導すること。やむを得ず外出する場合であっても、密集を避ける、マスクを着用する、大声での会話を控えるなどの感染防止対策を徹底するよう指導すること。同様に、教職員に対しても周知徹底すること。

3 学校において感染者等が発生した場合の対応

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

- ・校長は、児童生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染

の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否について、本人等に確認を行う。感染の疑いのある者が児童生徒等の場合、校長は、教育委員会に報告するとともに、学校医や保健所等に相談のうえ、学校保健安全法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員の場合、病気休暇又は年次休暇（自宅休養）とし、ウイルス検査を受けて結果が出るまでの間は、特別休暇とする。同居親族等に感染の疑いがある職員に対しては、感染症拡大防止対策の指導を行うなど、学校での集団発生を防ぐための適切な措置を講じる。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

(2) 学校で感染者が発生した場合

・児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施する。その後、校長は、感染した児童生徒等や、保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置を執る場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。

感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、保健所等と十分相談の上、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学校の一部又は全部を臨時休業する。

・接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童生徒及び教職員については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として登校は可能と考えられるが、地域における感染状況を踏まえ、きめ細やかに対応する必要がある。

(3) 感染者が発生した場合の消毒について

・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を行い、当該感染者が動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水により消毒する。

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。消毒を行う際には、消毒液等の注意点に留意して正しく使用すること。

4 教職員の感染症対策

教職員については、児童生徒と同様に感染症対策の3つのポイントである①感染源を絶つこと ②感染経路を絶つこと ③抵抗力を高めること を踏まえ、取組を行うほか飛沫を飛ばさないようマスクを着用する。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組みるとともに、風邪症状が見られる場合には、医療機関を受診し自宅で休養する。同居家族に発熱等の風邪症状や感染の疑いがある場合にも出勤は控える。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保するとともに、アクリル板等の設置により、飛沫感染を防ぐ。会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。会議等を行う場合は、最少の人数にしぼったり、換気をしつつ広い部屋で行

うなど、3密を回避する工夫に努めること。

また、「新たな日常」に対応した行動変容とともに、職場に関連したクラスター発生を防止するため、①日頃から3つの「密」が発生する場所を徹底して避けること、②業務後の多人数での会食等を避けること、③大声を出す行動を自粛するなど心がけ、地域の感染状況によっては、柔軟な勤務体制の確保やオンラインを活用した会議システムの活用に積極的に取り組むこととする。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	具体的な距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由練習の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施 ²⁾	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²⁾ し、教 師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取る	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

「レベル3」・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の増加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当該の注意を要する地域

「レベル1」・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

5 学校内で感染を広げないための対策

これまでの事例からみる限りでは、学校関係者(児童生徒等・教職員)に感染者がいたとしても、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」にしたがって感染症対策を行っていた場合には、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げるができるといえる。

※令和2年8月6日「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知)」より

(1) 感染症対策の徹底

全国的傾向として、児童生徒等の感染経路は「家庭内感染」が最多であることや、教職員の感染経路の多くが「不明」であること等を踏まえ、学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりもウイルスを学校に持ち込まないようにすることが重要となっている。そのために、「新しい生活様式」を踏まえた3つの徹底（①一人ひとりの基本的感染対策の徹底、②日常生活を営む上での基本的な生活様式の定着の徹底、③感染対策を講じた授業や部活動、各種行事の徹底）にしっかり取り組むことが求められ、各学校においては、保護者の理解と協力を得て、各家庭においても「新しい生活様式」の実践に向けた取組の徹底を図る必要がある。また、児童生徒等が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとれるような感染症対策に関する指導が必要である。

現在、新たな変異株（デルタ株）の感染者数が増加し、全国的にはほぼ置き換わったと考えられている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような状況に鑑み、引き続き、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合には、登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じるなど感染症対策を一層徹底すること。また、日頃から学校医や学校薬剤師、保健所などと連携し、感染防止について具体的な指導・助言を得るとともに、感染が判明した際に迅速に対応できるような体制を構築しておくこと。

(2) 清掃・消毒について

学校内の消毒作業の進め方については、通常のコロコロ活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるなど、あらためて通常のコロコロ活動のあり方及び効果的な消毒作業について以下の点について、十分な配慮のもと実施する必要がある。

- 通常のコロコロ活動により、清潔な空間を保つことができるよう、発達段階に応じて新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた拭き掃除の仕方などの指導を行う。
- 清掃用具の劣化や衛生状態及び清掃箇所に応じた適切な用具がそろっているかを確認するなど、通常のコロコロ活動が衛生的に実施できるよう努める。
- 床は、通常のコロコロ活動の範囲で対応し、机、椅子についても、特別な消毒作業は求めないが、清掃活動において、衛生環境を保つ上では、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回水拭き後消毒を行う。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコロコロ活動の範囲で清掃する。
- 共用の器具・用具などは、使用前後の手洗いの徹底を指導する。